

総 評 相 第 66 号
平成 25 年 3 月 26 日

日本郵便株式会社代表取締役社長 殿

総務省行政評価局長

郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私がよく利用する郵便ポスト（高松市内）の取集時刻の表示区分は、平日と休日に区分されている。土曜日に投函しようとしたところ、平日であれば、取集時刻に間に合うが、休日であれば、最後の取集が終了している時間帯であり、土曜日が平日と休日のどちらに区分されるか分からなかったため、最寄りの郵便局に持参した。郵便ポストに郵便物の取集における「土曜日」の取扱いがはっきり分かるように表示してもらいたい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取したところ、国民生活においては土曜日の位置付けが不明確になっていることを踏まえ、郵便法では土曜日が平日扱いであることを国民に分かりやすい表示に変更すべきである等の意見がありました。これらを踏まえ、当省としては、下記のとおり、旧型郵便ポストにおいては、「土曜日」の取集時刻が「平日」に含まれることを明確に表示する必要があると考えますので御検討ください。

なお、これらに対する貴社の検討結果等について、平成 25 年 9 月 30 日までにお知らせください。

記

1 郵便ポストにおける表示方法等

郵便差出箱（以下「郵便ポスト」という。）は、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 38 条、第 70 条等の規定に基づき、日本郵便株式会社の各郵便局又は同社の承認を受けた者が設置及び管理するもので、①昭和 24 年から平成 7 年までに設置され

た古いタイプのもの（1号～9号）（以下「旧型郵便ポスト」という。）と、②平成8年以降に設置された新しいタイプのもの（10号～14号）（以下「新型郵便ポスト」という。）が混在しており、24年3月31日現在、全国に185,409本（うち旧型郵便ポストは96,853本）設置されている。

（注）コンビニエンスストア等に設置されている、いわゆる「店内ポスト」は別仕様となっている。

郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第30条第1項第4号の規定により、郵便ポストには、取集時刻を表示することとされていることから、日本郵便株式会社本社では、郵便ポストの具体的な取集時刻の表示等を定めた「集配基盤マニュアル」を作成している。当該マニュアルによれば、下表のとおり、旧型郵便ポストについては「平日」及び「休日」の2区分表示、新型郵便ポストについては「平日」、「土曜日」及び「休日」の3区分表示とすることとされており、各支店がこれに基づき郵便ポストにおける取集時刻の表示を行っている。

しかし、旧型郵便ポストの取集時刻表示では、「土曜日」の取扱いが明確にされていないことから、本件申出のように「土曜日」の取集が「平日」あるいは「休日」のいずれに該当するのかが分かりづらいものとなっており、利用者が郵便物を投函する際に誤解を生じさせる原因となっている。

表 郵便ポストの種類等

（単位：本、％）

区分	表示区分	設置数	備考
旧型郵便ポスト （1～9号）	「平日」「休日」の2区分	96,853（52.2）	
新型郵便ポスト （10～14号）	「平日」「土曜日」「休日」の3区分	71,262（38.4）	平成8年以降設置
コンビニ等店内 ポスト	「平日」「土曜日」「休日」の3区分	15,785（8.5）	
その他	—	1,509（0.8）	私設ポスト及び特殊ポスト
計	—	185,409（100）	—

（注）日本郵便株式会社の資料に基づき、当省が作成した。

2 日本郵便株式会社の意見

弊社の使命である郵便物の配達に関して、郵便法においては、郵便物を差し出された日から3日以内に送達することが定められているが、この日数には国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」、「日曜日」及び「1

月2日」は算入しないとされている。また、郵便法施行規則第30条第3項第1号においては、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うことと定められていることから、弊社としては、土曜日は平日扱いであることが広く周知されていると考えている。

支店の中には、旧型郵便ポストに「平日（土曜日含む）」等の表示をしているものもあるが、これは、あくまでも参考として記載されているものと理解している。

3 改善の必要性

郵便物の配達における土曜日の取扱いは、郵便法及び郵便法施行規則に基づき平日扱いとされており、郵便物の取集時刻も平日として扱われている。

しかし、行政機関が週休2日制を導入しているほか、民間企業でも週休2日制を導入する企業が増加しており、また、一部の郵便局でも土曜日を閉局としていることを踏まえると、当該申出のように利用者の中には、郵便ポストにおける郵便物の土曜日の取集の扱いが「平日」、「休日」のどちらに含まれるのかわかりにくいとしている者もいるなど、土曜日の位置付けが必ずしも国民にとって明確でない状況になりつつある。

したがって、日本郵便株式会社は、利用者の利便性の向上の観点から、取集時刻の表示が「平日」及び「休日」の2区分表示とされている旧型郵便ポストにおいては、「土曜日」の取集時刻が「平日」に含まれることを明確に表示する必要がある。